

フィンテック事業再編に関する頻出質問への回答

2026年5月29日

楽天銀行株式会社

(コード番号：5838 東証プライム市場)

(2026年5月20日 適時開示情報 補足説明資料)

免責事項

- 本プレゼンテーション資料は、楽天銀行株式会社およびそのグループ会社（以下、あわせて「当行グループ」といいます。）の企業情報等の提供のために作成されたものであり、日本、米国その他の法域における当行グループの発行する株式その他の有価証券への勧誘を構成するものではありません。
- 特に米国においては、当行グループの有価証券は、1933年米国証券法（the U.S. Securities Act of 1933。その後の改正を含む。）に基づく登録が行われておらずまたその予定もないため、登録免除規定の適用がある場合を除き当行グループの有価証券の勧誘又は販売を行うことはできません。
- 本プレゼンテーション資料に記載される業界、市場動向又は経済情勢等に関する情報は、本プレゼンテーション資料作成時点で入手可能な情報に基づいて当行グループが作成したものであり、当行グループがその真実性、正確性、合理性及び網羅性について保証するものではありません。本プレゼンテーション資料の内容は事前の通知なく変更されることがあり、当該情報の変更が重大なものとなる可能性もあります。
- また、本プレゼンテーション資料には、1995年米国私的証券訴訟改革法上の将来予想に関する記述を構成する記載（推定値、予想値、目標値及び計画値を含みます。）が含まれております。これらの当行グループの計画、見積もり、予測、予想その他の将来情報については、本プレゼンテーション資料作成時点における当行グループの判断又は考えにすぎず、実際の当行グループの経営成績、財政状態その他の結果は、経済情勢、当行グループが属する業界の市場動向又は競争環境、技術革新又はサービス利用者のニーズの変化、当行グループによる企業買収の結果等により、本プレゼンテーション資料記載の内容又はそこから推測される内容と大きく異なることがあります。当行グループは、それらの情報を最新のものに随時更新するという義務も方針も有しておりません。当行グループは、将来予想に関する記述を特定するために、「目指す」、「予測する」、「確信する」、「継続する」、「試みる」、「見積もる」、「予期する」、「施策」、「意図する」、「可能性がある」、「計画」、「潜在的な」、「蓋然性」、「企画」、「リスク」、「追求する」、「はずである」、「努力する」、「目標とする」、「予定である」等の用語及びこれらに類似する表現を使用する場合があります。

本資料について

- 本資料は、2026年5月20日付の「楽天銀行株式会社の株式交付による楽天カード株式会社、楽天証券ホールディングス株式会社の子会社化等による楽天銀行を含む楽天グループのフィンテック事業再編に関する最終合意について」の公表後に当行のステークホルダーの皆様からいただいたご質問等を踏まえ、当行から追加的な説明を行うために作成した資料です。
- 楽天グループ株式会社および当行が公表資料等で提示してきた内容やこれまでの取り組みについて、ステークホルダーの皆様のご理解を深めていただくことを目的としております。
- なお、本資料に関連するこれまでの公表資料は、下記をご参照ください

【2026年5月20日公表】

- 楽天銀行株式会社の株式交付による楽天カード株式会社、楽天証券ホールディングス株式会社の子会社化等による楽天銀行を含む楽天グループのフィンテック事業再編に関する最終合意について
- フィンテック事業再編に関する補足説明資料
- みずほ銀行及び楽天銀行による戦略的な資本業務提携及び楽天銀行の主要株主の異動（見込み）に関するお知らせ
- フィンテック事業再編に関する定款の一部変更に関するお知らせ

【2026年2月25日公表】

- フィンテック事業再編に向けた協議の再開に関するお知らせ

A種種類株式について 1/2

Q1. 楽天グループおよびみずほ銀行に交付されるA種種類株式とは何か

A1.

- A種種類株式には普通株式と異なり、議決権はなく、譲渡制限が付されています
- ただし、A種種類株式の経済的権利は普通株式と同等であり、普通株式と同額の配当を受けることができ、A種種類株式1株の取得と引換えに当行の普通株式1株を対価として、A種種類株式を取得することを当行に対して請求できます
- すなわち、上記の取得請求権の行使により、A種種類株式の保有者は、A種類株式1株を当行の普通株式1株に転換することができます

Q2. A種種類株式はいつ普通株式に転換するのか

A2.

- 本株式交付の効力発生日において、楽天グループは新たに受領する当行A種種類株式の207,330,443株のうち25,859,500株、みずほ銀行は受領する23,559,673株全てを普通株式に転換する予定です
- なお、楽天グループは交付されたA種種類株式のうち、議決権比率を維持する分のみの転換となります

Q3. A種種類株式の転換による希薄化リスクはどのようにコントロールされているのか

A3.

- A種種類株式には普通株式を対価とした取得請求権が付されているものの、本統合契約書において、楽天グループは当行の事前承諾なく当該取得請求権を行使できないことを合意しています
- また、例外的に取得請求権の行使が認められる場合でも、当該行使直後における楽天グループの議決権比率が50%以下に留まる範囲に限定されており、無制限な転換は想定されておりません
- このように、本スキームにおいては、普通株式への転換による希薄化が一定程度コントロールされる仕組みとなっています

A種種類株式について 2/2

Q4. 楽天グループおよびみずほ銀行は、将来的に普通株式への転換後、楽天銀行株式の持分を売却する可能性はあるのか

A4.

- 本再編は当行の上場維持を前提としたものであり、楽天グループからも、当行は本再編後においても引き続き楽天エコシステムを形成するうえで、楽天グループの重要な連結子会社であり、フィンテック事業は楽天グループのコアとなる事業セグメントの1つである旨、また、本再編は資金調達を目的としたものではなく、現時点で将来的な売却の意向についてはない旨聞いております
- また、みずほ銀行について、当行は、今般公表された資本業務提携に基づき、各領域における協業を通じて中長期的な価値創出を目指す、お互いにとって重要な戦略的パートナーという位置づけと理解しております。みずほ銀行は効力発生後すぐにA種種類株式を転換する予定ですが、かかる資本業務提携の趣旨に鑑み、現時点において売却の意向があるものではないと理解しております

Q5. 普通株式ではなく、A種種類株式スキームを選択した理由は

A5.

- 当行はプライム市場の上場維持基準として流通株式比率35%以上の確保が必要です。普通株式のみで株式交付を行った場合、流通株式比率が低下する可能性があることから、これを回避するためA種種類株式を活用しております
- なお、A種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付与されており、A種種類株式の経済的権利は普通株式と同等であるため、A種種類株式の発行により当行の一般株主の権利が損なわれることはありません

本再編前後における当行の1株当たり利益(EPS)の変化

Q1. 再編後の楽天銀行のEPSの見通しは

A1.

- 本再編後のEPSについては、発行済株式総数の増加という形式面に加え、カード・証券を含めた利益取り込みの拡大をあわせてご理解いただきたいと考えております
- 今後は、各事業の成長に加え、楽天経済圏の拡大およびフィンテック事業一体運営によるシナジー効果の発現により、EPSは回復にとどまらず、再編前水準を上回る水準への向上を目指しております
- 加えて、当行としては2030年3月期に経常利益4,000億円*1 以上への拡大を目標としており、これを前提とした場合、EPS (楽天証券の非支配株主に帰属する利益控除後)は約640円程度*2 *3の水準となることを想定しております。なお、当該試算には政策金利の上昇影響は織り込んでおりません
- 当行としては、中長期での利益成長と企業価値向上を重視しております

*1:経常利益4,000億円は、本再編により現時点で定量化可能なシナジーのみを反映しており、定性的な収益機会は織り込んでおりません。また政策金利の上昇による影響は反映しておりません

*2:EPSは、「親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ 発行済株式数」により算定しております。分子となる2030年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益4,000億円を起点とし、法人税等および楽天証券の非支配株主に帰属する利益を控除した2,612億円としております。分母となる発行済株式数は、本再編によるA種種類株式の新株発行を含めた405,389,152株（自己株式は控除）としております

*3:本試算は、2025年4月1日時点で本再編が完了していたと仮定し、日本会計基準に基づく本再編の対象事業の単純合算による簿価試算、内部取引の消去、本再編によりその他必要となる調整等を考慮しております。

新当行事業における金利感応度

Q1. 再編後の楽天銀行の金利感応度に変化はありますか

- 当行は、従来同様、変動金利を基準金利とする資産を中心に、金利上昇が運用利回りの改善につながる構造を維持するものの、本再編により、バランスシートに過度に依存しない非金利収益が増加し、収益構造がより分散されます。2026年3月期ベースでは、当行単体で約75%：25%（金利：非金利）だった構成が、再編後の単純合算ベースでは概ね55%：45%（金利：非金利）となる見込みです
 - ・ 補足：「金利感応度」とは、金利が動いたときに当行の利益がどれくらい影響を受けるかの度合いを指します。当行はこれまで通り、金利が上がると収益が増えやすい資産（変動金利の貸出など）が中心です。これに加え、再編で手数料収入など金利に直接連動しない収益（非金利収益）が増えるため、収益の柱が「金利由来：それ以外＝約75:25」から「約55:45」へと、より分散される見込みです
- A1.** ■ また、楽天カード・楽天証券の外部有利子負債をグループ内借入へ順次切り替えることで、連結上は金融費用が消去され、金利上昇による調達面のマイナス影響は概ね相殺される見込みです
 - ・ 補足：楽天カードや楽天証券が外部（他の金融機関など）から借りていた資金を、グループ内での貸し借りに置き換えていきます。グループ全体で見ると貸し手と借り手が同じグループ内になるため、支払う利息が相殺され、金利上昇による調達コストの増加はほぼ生じない（プラスにもマイナスにも大きく振れない）見込みです
- 結果として、グループ全体の金利感応度は、従来同様、変動金利資産を中心に、金利上昇が運用利回りの改善につながるような構造を維持しつつも、非金利収益の増加と金融費用の消去により、金利局面によって過度にブレにくい、バランスの取れた金利感応度となる見込みです。

再編後の自己資本比率について

Q1. 連結自己資本比率を8%水準とすることは十分と言えるのか

A1.

- 本再編後は、非金利収益の比率が高まることで、収益源の安定性および多様性が向上する見込みです。これにより、当行単体中心の収益構造と比較して、資本効率とリスク分散の観点から、連結ベースでは8%程度の水準でも十分な健全性が確保できると判断しています
- 今後の事業拡大に伴い、更なる自己資本比率の上昇を目指すべく、規律ある管理を重点的に実施していく予定です
- なお、本再編後の当行の単体自己資本比率は、連結自己資本比率対比で十分な財務健全性を維持している認識です

Q2. 楽天証券HDによる第三者割当増資の金額はどのように決まったのか

A2.

- 本再編の効力発生時において連結自己資本比率を8%に維持することを目途とし、楽天グループ、楽天カード、楽天証券HDとも協議の上、取引手続きの柔軟性、本再編の対象外となる事業の移管に伴い資本が減少することへの手当て等を総合的に考慮した結果、楽天証券HDは約30億円の楽天グループへの第三者割当による新株式の発行を決定することとなりました

本再編協議におけるガバナンス体制について

Q1. 楽天銀行の特別委員会では独立かつ適切な議論が行われたのか

- 特別委員会は、楽天グループおよび本再編の成否から独立した独立社外取締役2名、独立社外監査役2名、企業法務の専門家1名（独立社外取締役候補者として第27期定時株主総会において上程予定）の計5名により構成され、2026年2月11日から5月20日までの間に合計18回開催されました
- A1.** ■ 当行取締役会は、特別委員会の判断内容を最大限尊重し、特別委員会が本再編の目的・取引条件・手続が妥当でないと判断した場合には本再編の実施を決定しないことを決議しており、特別委員会には交渉過程への実質的関与や独自の第三者算定機関の選任等の権限が付与されていました
- また、特別委員会は独自の第三者算定機関としてデロイト トーマツを起用し、株式交付比率算定書及びフェアネス・オピニオンを取得しており、独立かつ適切な議論が行われました

Q2. 本フィンテック再編協議にあたり楽天グループおよび同社代表取締役会長兼社長の三木谷浩史氏は楽天銀行の意思決定に関与していないという理解でよいか

- 本再編は親子会社間での取引となり、当行において、支配株主との取引等に該当するため、上述の特別委員会の設置等、楽天グループとの間の利益相反を回避し、本再編の公正性を担保するための措置を講じた上で協議を行ってまいりました
- 特別委員会を含めた再編協議にあたっては、三木谷浩史は当行取締役会長も兼務しておりますが、当行における本再編の意思決定に関与しておらず、本再編に係る当行の取締役会の審議及び決議に参加していません
- A2.** ■ なお、当行の社長である東林知隆についても、現在楽天グループの役職員ではないものの、2025年3月まで楽天グループの常務執行役員の地位にあったことから、同じく当行の意思決定に関与しておらず（但し、みずほグループとの業務提携に係る各施策内容の検討及びこれに関するみずほグループとの協議は除く。）、本再編に係る当行の取締役会の審議及び決議に参加していません
- 本再編協議については、当行が独立当事者として検討を行い、上述の特別委員会の関与の下、少数株主保護の観点から交付比率の交渉を経て、合意に至ったものです

Rakuten 楽天銀行

本資料に記載された意見や予測などは資料作成時点での当行の判断であり、その情報の正確性を保証するものではありません。様々な要因の変化により、実際の業績や結果とは大きく異なる可能性があることを御承知おき下さい。